

船舶事故調査報告書

平成26年2月6日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

| | |
|---|---|
| 事故種類 | 乗組員死亡 |
| 発生日時 | 不明（平成25年8月3日 02時30分ごろ～04時30分ごろの間） |
| 発生場所 | 和歌山県白浜町島南東方沖 白浜町所在の番所鼻灯台から真方位087° 2,920m付近 （概位 北緯33° 41.7′ 東経135° 21.9′） |
| 事故調査の経過 | 平成25年8月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 | 漁船 ^{たけ} 武丸、2.96トン WK3-13796（漁船登録番号）、個人所有 9.95m (Lr) × 2.09m × 0.65m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数70、昭和49年12月3日 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長 男性 78歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年12月13日 免許証交付日 平成21年2月13日 （平成26年11月28日まで有効） |
| 死傷者等 | 死亡 1人（船長） |
| 損傷 | 揚網機のボールローラー（空気入りゴム製）が破損 |
| 事故の経過 | 本船は、船長が1人で乗り組み、平成25年8月3日00時30分ごろ、和歌山県田辺港の島南東方沖で錨泊し、棒受網漁の操業を開始した。 僚船A（本船の船尾方約200～300mで操業中）の船長は、02時00分ごろ船長と魚の集まり具合などを携帯電話で話した後、02時30分ごろ船長から無線で呼出しを受けたが、操業中で手が離せず、返事ができなかった。 僚船Aの船長は、操業を終えて和歌山県みなべ町堺漁港に帰ろうとした際、揚網を終えていない本船を不審に思い、本船に向かったところ、04時30分ごろ、本船の中央部左舷寄りに設置された揚網機のボールローラーの直下に倒れている船長を発見し、船長に声を掛けた |

| | |
|---|--|
| | <p>が、返事がなかったので、無線で僚船に事故の発生を連絡した。</p> <p>船長は、来援した僚船Bに收容されて田辺市田辺漁港（江川地区）に向かい、救急車で病院へ搬送されたが、死亡が確認され、死因は、胸部圧迫による窒息と検案された。</p> |
| 気象・海象 | <p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：海面 平穏</p> |
| その他の事項 | <p>船長は、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>僚船Aの船長が本船に移乗したときの漁具の状態は、次のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本船は、2,000Wの集魚灯を2灯有しており、集魚灯1灯が右舷通路を、他の集魚灯が左舷側の海面をそれぞれ照らしていた。 ・漁網は、約2割～3割が船内に取り込まれていた。 ・揚網機は、漁網を巻き込んでおらず、ボールローラーが回転していた。 ・ボールローラーに破損が生じていた。 <p>棒受網漁は、火光（集魚灯）を利用して集魚するものであり、集魚灯で右舷側の海面を照らしてイワシ、アジなどの魚を集め、左舷側に漁網を張り、集魚灯の灯りを徐々に左舷側に移して魚を漁網の中に誘導した後、揚網機で漁網を巻き取り、左舷船側に漁網を収縮させ、タモ網で船内に魚を取り込む漁法であった。</p> <p>死体検案書には、発病又は受傷から死亡までが短時間であり、外因死の追加事項とし、発見場所の上に揚網ローラーがあり、上衣にローラー痕を認めた旨の所見が付されていた。</p> |
| <p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p> | <p>不明</p> <p>不明</p> <p>なし</p> <p>船長の死因は、胸部圧迫による窒息であった。</p> <p>本船は、畠島南東方沖で錨泊し、8月3日02時30分ごろ、僚船Aの船長が、無線で船長からの呼出しを受けた後、04時30分ごろ、本船の揚網機のボールローラー直下に倒れている船長を発見し、ボールローラーが回転しており、漁網の約2割～3割が船内に取り込まれ、船長の上衣にローラー痕が認められたので、この間において、揚網作業中、船長が、揚網機に胸部を巻き込まれたことから、胸部圧迫による窒息で死亡したものと考えられるが、揚網機に巻き込まれた経緯を明らかにすることはできなかった。</p> |
| 原因 | <p>本事故は、夜間、本船が畠島南東方沖で錨泊して揚網作業中、船長が揚網機に巻き込まれたため、発生したものと考えられる。</p> |